

# インサイダー取引防止規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、当社の役員および社員（以下「役員等」という）によるインサイダー取引の未然防止をはかるため、当社の未公表内部情報の管理および株式、転換社債、新株引受権付社債、普通社債（以下「自社株式等」という）の売買に関する基本的事項を定め、企業としての社会的責任を果たすことを目的とするものである。

### (インサイダー取引の防止)

第2条 当社の役員等が、経営またはその業務に関する重要な未公表内部情報（以下「内部情報」という）を知って、自社株式等の売買を行うことは、インサイダー取引に該当する（金融商品取引法第165条）。この法律に違反した者は厳しい罰則を課されるだけでなく、場合によっては当社自身も罰則を受ける等、社会的地位を著しく損傷させる不正な行為である。このような行為を防止することは、当社の経営方針であり、役員等はインサイダー取引の防止について定める本規程を遵守するとともに、インサイダー取引防止のために不断の努力をしなければならない。

### (内部情報)

第3条 この規程において内部情報とは、当社の運営、業務、財産に関する重要な影響をおよぼす事実をいい、別紙記載の重要事実等をいう。

### (関係会社および取引先の情報)

第4条 当社の関係会社および取引先の運営、業務、財産に関する情報で前条に規定する事項の情報についても、当社の内部情報と同等の取扱いを行う。

## 第2章 内部情報の管理

### (内部情報の管理および報告)

第5条 役員等は、業務上知り得た内部情報については、本規程にしたがい厳重に管理しなければならない。

2 役員等は、自ら知り得た情報が内部情報に該当するか否かを判断できない場合には、管理部長に照会し判断するものとする。

### (情報の伝達の禁止)

第6条 当社の役員等は、業務上取得した内部情報を、みだりに他人に伝えてはならない。

2 当社の他の役員等に対する情報の伝達は、業務上必要な場合で、かつ業務に必要な範囲内の伝達に限られる。

3 弁護士、公認会計士、関係会社等、外部関係者への伝達についても、社内の他の役員等への伝達に準じるものとする。

4 配偶者、家族、友人等の社外の者への伝達は、厳重に禁じられる。

5 エレベーター、廊下等社内の共有の場所において、内部情報を話題にしてはならない。

6 公衆の場で、内部情報を話題としてはならない。特に、電車、タクシー等の乗り物、クラブ、レストラン等の会話には、十分な注意を払わなければならない。

### (情報の管理方法)

- 第7条 役員等は、内部情報を記載した重要書類・資料は、関係者以外の目に触れることのないよう、十分な管理をしなければならない。
- 2 当該部門における重要書類・資料の保管、持ち出し、コピー等については、所属長の承認を得るものとする。

(重要書類作成の社外委託)

- 第8条 内部情報が記載された重要書類・資料の作成を外部に委託した場合は、秘密保持に関する契約を締結する等、内部情報の秘密保持について必要な措置を講じなければならない。

### 第3章 自社株式等の売買

(内部情報を知つて行う売買の禁止)

- 第9条 役員等は、内部情報を知りながら、当社および取引先の株式、転換社債、新株引受権付社債、普通社債の売買を行つてはならない。ただし、普通社債については、倒産等の内部情報により売付けする場合に限る。

(売買の申請)

- 第10条 役員および社員が自社株式等の売買を希望する場合は、事前に株購入・売却事前承認申請書(様式1)」を総務担当部署に提出し、その決裁内容に従うものとする。ただし、ストックオプションの行使により株式を購入する場合はこの限りではない。

- 2 社員が自社株式等の売買を行うとき、これがインサイダー取引に該当するか否か疑義がある場合には、事前に総務担当部署に相談するものとする。
- 3 前2項の場合、内部情報が存在すると認められるときは、総務担当部署（申請者が役員の場合は社長）はその売買を禁ずることができる。

(売買時期の制限)

- 第11条 役員等が自社株式等を売買する場合は、インサイダー取引等の疑惑を生じさせないために原則として有価証券報告書等、開示書類の提出後または株主への招集通知の送付後（2～3日経過）行うものとする。

(役員の自社株式等売買にともなう内閣総理大臣への報告)

- 第12条 役員が普通社債を除く自社株式等の売買を行つた場合は、金融商品取引法第163条第1項の規定にしたがい、内閣総理大臣に対し所定の報告を行わなければならない。

(役員の短期売買による利益返還)

- 第13条 役員が、普通社債を除く自社株式等の買付けを行つた後6ヶ月以内に売付けし、または売付けした後6ヶ月以内に買付けし、利益を得た場合には、金融商品取引法第164条第1項の規定にしたがいその利益を会社に返還しなければならない。

### 付 則

(施 行)

- 第14条 この規程は、2024年2月7日から施行する。

## 内部情報として取扱う重要事実等

### 1. 当社の業務執行機関（取締役等）の決定にかかる以下の情報

- (1) 株式、転換社債、新株引受権付社債の発行
- (2) 資本の減少
- (3) 資本準備金又は利益準備金の減少
- (4) 株式無償割当て
- (5) 自己の株式の取得及び処分
- (6) 株式の分割
- (7) 株式配当、増配、減配
- (8) 株式交換
- (9) 株式移転
- (10) 合併
- (11) 会社の分割
- (12) 営業の全部又は一部の譲渡または譲受け
- (13) 解散
- (14) 新製品、新技術の企業化
- (15) 当社が行う株式公開買付
- (16) その他（業務提携、資本提携、重要な固定資産の譲渡または譲受け、新事業への進出など）
  - (1) から (15) までに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

### 2. 次の事実の発生

- (1) 災害または業務に起因する損害の発生
- (2) 主要株主、大株主の異動
- (3) 自社株式等の公開の変動の原因となる事実の発生
- (4) 財産権上の裁判の訴訟、判決の情報
- (5) 営業の差止め、またはこれに準ずる情報
- (6) 免許の取消、営業の停止等に関する情報
- (7) 保証債務にかかる債務不履行のおそれが生じたこと、または発生したことの情報
- (8) その他（会社の整理、更生、和議、破産の申請、銀行取引停止など）(1) から (7) までに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

### 3. 決算内容、数値および決算予想の内容、数値の変更

### 4. 役員の就任、辞任、退任、解任、担当部所変更等の事項

### 5. 前1から4に掲げる事実を除き、会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの